

学校法人堀之内学園 役員の報酬等基準

(目的)

第1条 この規定は、学校法人堀之内学園（以下本学園という）の寄付行為第41条3の規定に基づき理事・監事・評議員（以下役員等という）に支給する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬・額)

第2条 本学園を統括する理事長・常務理事に対して、毎月役員報酬を支給する。理事長の年報酬総額上限は360万円、常務理事の年報酬総額上限1,200万円として、その範囲で理事会において、それぞれ定めた額を支給する。

- 2 非常勤の理事・監事・評議員については、理事会又は評議員会出席など、法人運営のための業務にあたった都度、手取り額1.5万円を支給する。
- 3 施設校・施設園に所属する教保職員理事については、役員報酬は支給しない。但し第4条2号の金員を除く。

(支給・控除)

第3条 常勤理事報酬は月額で設定し、支給日及び控除等の取り扱いは、東京立正短期大学教職員に準じる。

(理事の退職報酬額)

第4条 本学園理事を退職する場合、在職年数に応じ下記のとおり退職報酬を支給する。但し非常勤理事について職務遂行の状況によっては減額することがある。

1. 理事長	8年以上勤務	100万円
	8年未満勤務	50万円
2. 常勤理事	10年以上勤務	500万円
	5年以上10年未満勤務	300万円
	5年未満勤務 1年につき	50万円
3. 非常勤理事	10年以上勤務	60万円
	3年以上10年未満勤務	30万円

2、理事長・常務理事の退職（職務の変更により、報酬額が半額以下になった場合を含む）の場合は、最終報酬月額×在任年数（年未満は月割り、月未満は切り上げ）で得た金額と前項の金額のより高い金額を支給する。

(監事の退職報酬額)

第5条 本学園非常勤監事を退職する場合、在職年数に応じ下記のとおり退職報酬を支給する。但し職務遂行の状況によっては減額することがある。

10年以上勤務	40万円
3年以上10年未満	20万円

(評議員の退職報酬)

第6条 本学園評議員を退職する場合、在職年数に応じ下記の通り退職報酬を支給する。

但し職務遂行の状況によっては減額することがある。

10年以上勤務 20万円

3年以上10年未満 10万円

(死亡退職金)

第7条 本学園役員等が死亡のときは、4条から6条までに定める金額をその遺族に弔慰金として支給する。

① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹

⑦ 理事会の定める者

(在職期間の計算)

第8条 次号の場合を除き役員等に継続して再任された場合に、在職年数は通算するものとする。

- 2 理事の身分変更(理事の勤務形態が変更してその給与が半分以下となった時、常勤が非常勤になった場合等)また理事と監事との間の移行があった場合は、従前勤務に対する退職金は清算するものとする。

(費用)

第9条 理事及び幹事には、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(日割り計算)

第10条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任・退任・解任の場合の報酬月額については、その月の総日数から日曜日土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数処理)

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数が50銭未満であるときには、これを切り捨て、50銭以上であるときには、これを1円に切り上げるものとする。

(規定外事項)

第12条 この規定に定めなきことは、理事会の定めるところにより支給するものとする。

(公表)

第13条 この法人は、この規定をもって、私立学校法63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第14条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の意見を聞いて別に定める。

(改廃)

第15条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で理事会の議を経て行う。

附則 この規定は平成22年11月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。